

米子市

介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)

～(1)概要について～

平成 28 年 2 月

長寿社会課

1 介護予防・日常生活支援総合事業について

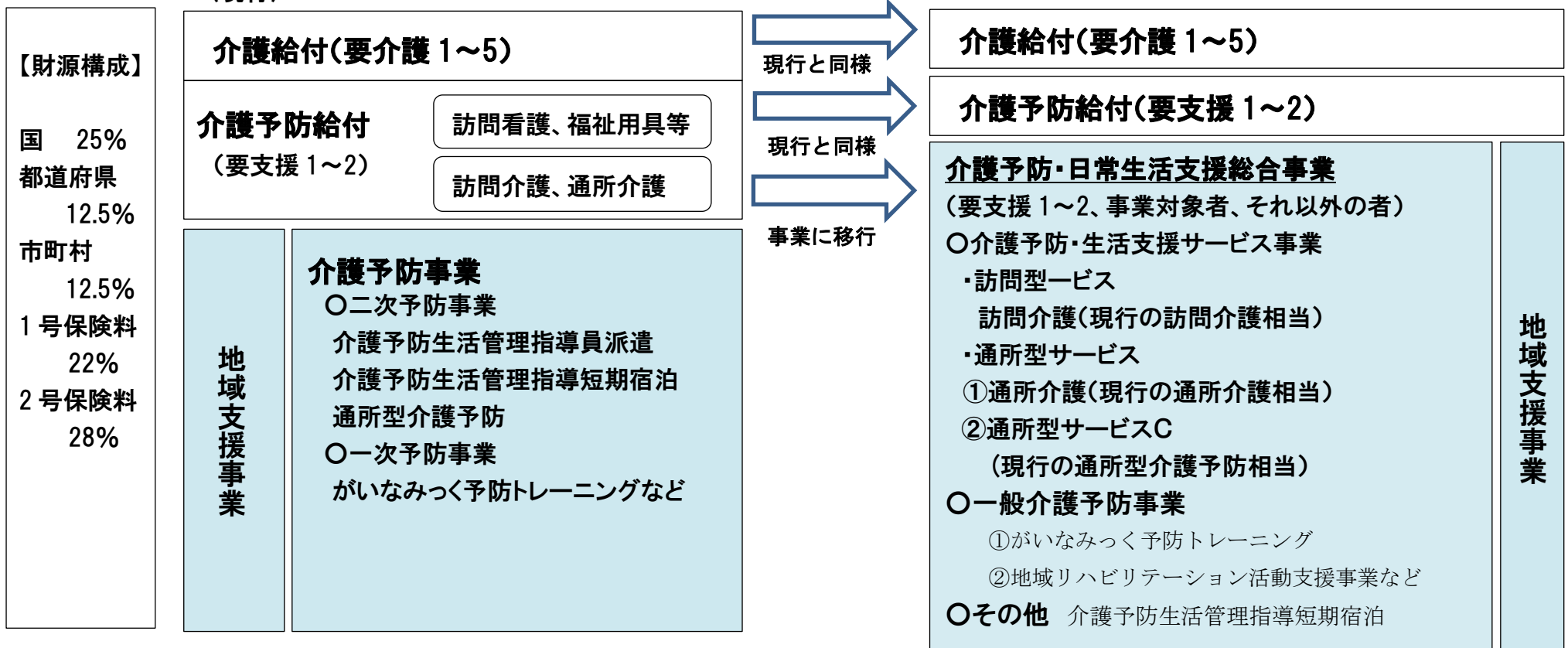
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

○H26 の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村が H29.4 までに実施する。

○介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置づけられる。

○総合事業は介護保険制度の中に位置づけられた事業であり、公費投入割合といった財源構成は従来と変わらない。

【現行との比較】



2 米子市における総合事業への移行

米子市における総合事業のサービス内容について(概要)

訪問型サービス・通所型サービス

I. 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当

現行の介護予防給付に相当するサービスで介護事業所が実施主体。基準、サービス内容について現行の予防給付と同等。指定の方法により実施。

II. 緩和した基準によるサービス

現行の介護予防給付の基準を緩和したサービスで介護事業所等が実施主体。平成 29 年度以降実施予定。

III. 住民主体による支援

現行の介護予防給付の基準をさらに緩和したサービスで住民主体の取り組み。平成 29 年度以降実施予定。

IV. 短期集中予防サービス

現行の二次予防対象者向け介護予防事業に相当するサービス。専門職（PT・OT 等）により 6 ヶ月の期間で運動等を行う。指定の方法により実施。

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援に相当するサービスで、原則、地域包括支援センターが実施。
(居宅支援事業所への再委託も可。)

- ケアマネジメント A: 介護予防支援と同等のサービス。要件・単価も同等。
H28 年度は全てケアマネジメント A。(次ページ参照)
- ケアマネジメント B: A からアセスメント頻度、サービス担当者会議を緩和した
類型を想定。単価は A より廉価
- ケアマネジメント C: 初回のみ of ケアマネジメント。単価は B より廉価

一般介護予防事業

- がいなみっく予防トレーニング（運動習慣の動機づけ）
- ふらっと運動体験（運動習慣の動機づけ）
- 健康づくり・やって未来や塾（地域活動の支援）
- 地域リハビリテーション活動支援事業（地域活動の支援）

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

※ ケアマネジメント結果等記録表として使用する際は、網掛け部分の記載は省略可能

No. _____

利用者名 _____ 氏 認定期月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認定の有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

初回・紹介・継続 認定済・申請中 要支援1・要支援2 地域支援事業

計画作成者氏名 _____ 委託の場合：計画作成者事業者・事業所名及び所在地（選給先） _____

計画作成（変更）日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（初回作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日） 担当地域包括支援センター： _____

目標とする生活 _____

1日 _____ 1年 _____

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	支援計画					
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
（運動・移動について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
（日常生活（家庭生活）について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
（社会参加、対人関係・コミュニケーションについて）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
（健康管理について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					

※ 白い部分と○印の部分に記載

健康状態について 主治医意見書、健診結果、観察結果等を添えた留意点 _____

【本来行うべき支援が実施できない場合】
受当な支援の実施に向けた方針 _____

総合的な方針：生活不活発性の改善予防のポイント _____

基本チェックリストの（該当した項目数）／（総項目数）を記入して下さい
 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

	運動不足	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防
予防給付または地域支援事業	5	2	3	2	3	0

地域包括支援センター	【意見】
	【確認印】

計画に関する同意

上記計画について、同意いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 印

総合事業への移行について

米子市の総合事業への移行時期は平成 28 年 4 月 1 日

○猶予期間を設けず、一斉に移行する。

→4 月 1 日以降、全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。

現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する

○総合事業においても現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の指定基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施する。

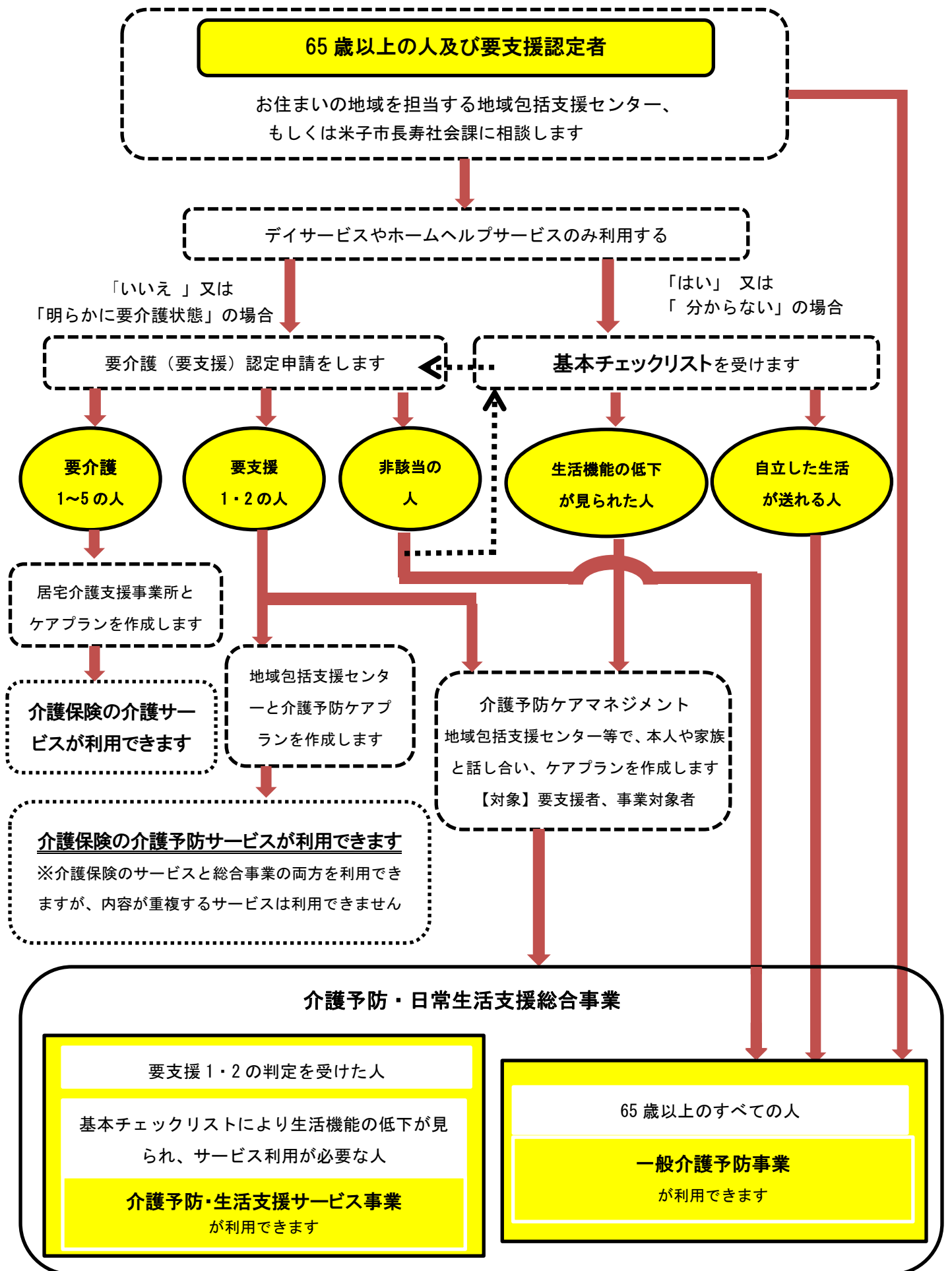
総合事業の対象者は、要支援 1・2 と基本チェックリストに該当した者(事業対象者)

○基本チェックリスト別紙参照。

市民への周知は広報等で

○内容の大きな変更はないため説明会は実施せず、広報及びホームページでの周知を予定している。

サービス利用までの流れについて



65歳以上の人及び要支援認定者

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、
もしくは米子市長寿社会課に相談します

デイサービスやホームヘルプサービスのみ利用する

「いいえ」又は
「明らかに要介護状態」の場合

「はい」又は
「分からない」の場合

要介護（要支援）認定申請をします

基本チェックリストを受けます

要介護
1~5の人

要支援
1・2の人

非該当の
人

生活機能の低下
が見られた人

自立した生活
が見られる人

居宅介護支援事業所と
ケアプランを作成します

介護保険の介護サー
ビスが利用できます

介護保険の介護予防サービスが利用できます
※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用でき
ますが、内容が重複するサービスは利用できません

地域包括支援セン
ターと介護予防ケア
プランを作成します

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センター等で、本人や家族
と話し合い、ケアプランを作成します
【対象】要支援者、事業対象者

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の判定を受けた人

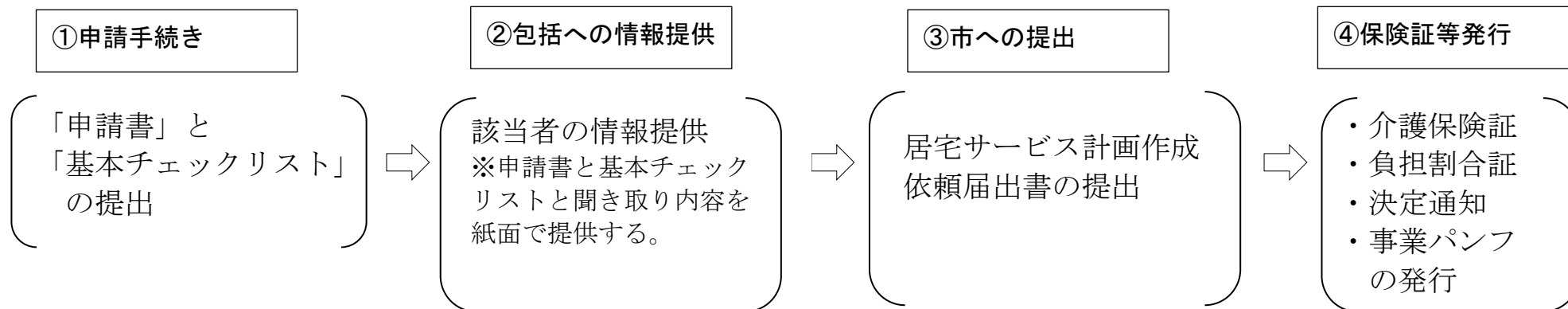
基本チェックリストにより生活機能の低下が見
られ、サービス利用が必要な人

介護予防・生活支援サービス事業
が利用できます

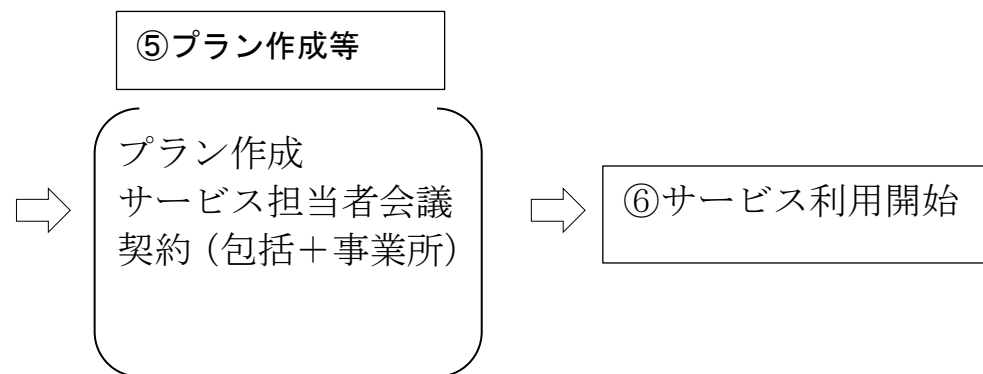
65歳以上のすべての人

一般介護予防事業
が利用できます

〈総合事業のサービス利用までの流れのイメージ〉



**市役所窓口での申請の場合、②は随時行う。
包括からの申請の場合は、②は行わない。**



※居宅支援事業所が委託を受ける場合、地域包括支援センターが初回の介護予防ケアマネジメント実施時に立ち会うとともに、適宜包括が関与する。

65歳以上の方の基本チェックリスト

平成 年 月 日

住所	米子市		電話			
ふりがな 氏名	様	男・女	生年月日	大正 昭和	年	月 日 (歳)

●現在の状況についてあてはまる方に○をお付けください。

生活機能	1. バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
	2. 日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
	3. 預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
	4. 友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
	5. 家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
運動機能	6. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
	7. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
	8. 15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
	9. この1年間に転んだことがありますか	0.いいえ	1.はい
	10. 転倒に対する不安は大きいですか	0.いいえ	1.はい
栄養	11. 6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	0.いいえ	1.はい
	12. 身長 c m 体重 k g (BMI =)		
口の動き	13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	0.いいえ	1.はい
	14. お茶や汁物等でむせることがありますか	0.いいえ	1.はい
	15. 口の渇きが気になりますか	0.いいえ	1.はい
閉じこもり 気味	16. 週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	0.いいえ	1.はい
物忘れ	18. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	0.いいえ	1.はい
	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
	20. 今日が何月何日かわからない時がありますか	0.いいえ	1.はい
うつ傾向	21. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	0.いいえ	1.はい
	22. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	0.いいえ	1.はい
	23. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	0.いいえ	1.はい
	24. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	0.いいえ	1.はい
	25. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	0.いいえ	1.はい

認定日と有効期間について

総合事業のみの申請をした場合

○有効期間

申請した日が開始日。事業対象者には、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状況等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。(8月19日付の介護保険最新情報Q&Aの17ページより)

有効期間はないと解釈できるが、**事業対象者に該当してから利用者の状況等の変化がなければ、1年以内に基本チェックリストを実施することとする。**

○認定日

保険証の記載欄に基本チェックリストを実施した日を記入。

要介護・要支援認定申請をして認定が出る間、総合事業を利用する場合

○認定申請と併せて総合事業の申請を行えば、総合事業の保険証を発行する。

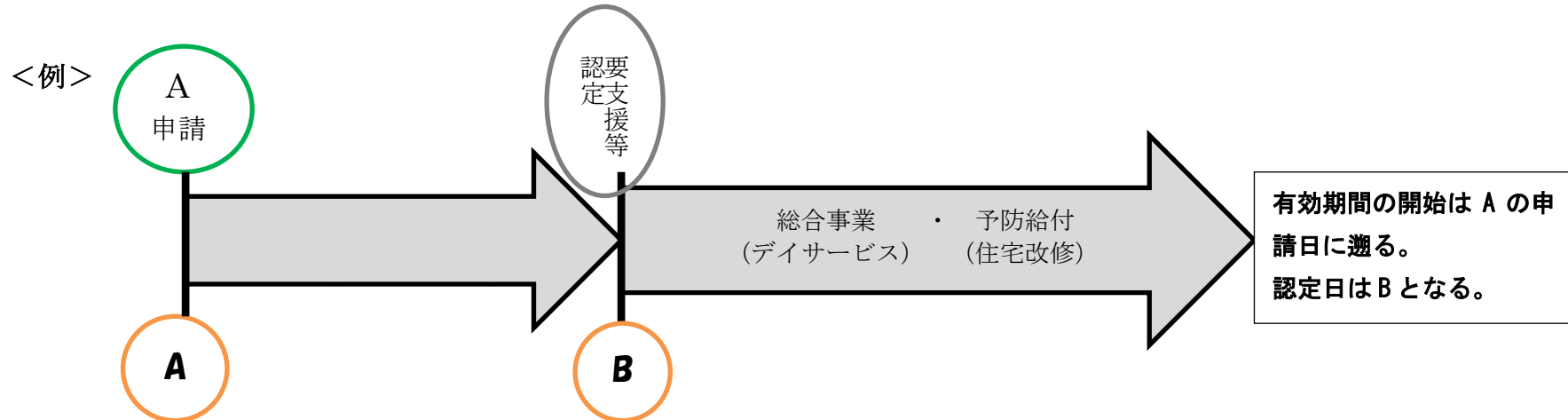
認定が出るまでは、総合事業で利用できるサービスのみの利用となり、総合事業からの給付となる。

<認定が出た場合>

総合事業の保険証は無効となり、介護認定保険証を発行する。

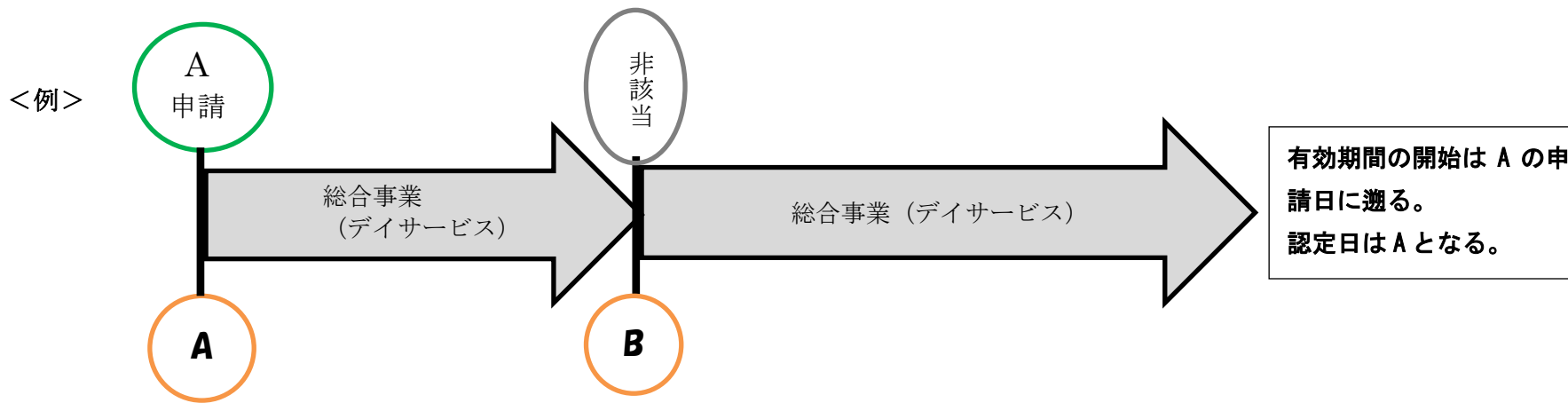
有効期間は今まで通り申請日に遡り、認定日は認定された日となる。

A でプラン作成や担当者会議を行い、認定後サービス内容の変更があれば、プランの変更と再び担当者会議を行う。



<非該当が出た場合>

発行している総合事業の保険証をそのまま活用。A でプラン作成や担当者会議を行い、非該当が出た時点で生活機能に変更がなければ、基本チェックリスト等改めて実施しなくてもよい。



3 総合事業への移行に関する留意点

総合事業における事業所指定について

事業所指定基準は現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一

- 厚生労働省令の規定にあった現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
したがって、**事業所の指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)は、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一**となる。
- 請求方法も国保連経由であることは変わらず。ただし、**請求コードは、総合事業専用のものとなる。**(後日サービスコード提示)

事業所指定については「みなし指定の制度」を活用。既存事業所は新規指定申請不要

- みなし指定とは、**H27.3.31 で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所、指定介護予防通所介護事業所**に対し、総合事業における現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27.4.1に指定したとみなすもの。(医療確保推進法附則第13条)
- これら事業所にあつては指定手続きが済んでいるとされるので、新規の指定申請手続きは不要。

【みなし指定の留意点】

H27.4.1以降の新規指定介護予防訪問介護事業所、指定介護予防通所介護事業所には、**みなし指定の効力は適用されない**

- H27.4.1以降の新規指定事業所には、**みなし指定の効力は及ばない。**

これに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、**総合事業のサービス事業所として米子市へ新規申請をする必要**がある。

みなし指定の有効期間終了前に指定の更新申請が必要

- みなし指定は、総合事業サービス事業所としての**新規指定の手続きを「手続き済」とみなすもの。**
したがって、**指定の有効期間終了前には米子市へ更新の手続きが必要。**

利用者との契約について(事業者)

総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

○総合事業によるサービス提供に当たっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となる。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項のため、総合事業には適用されない。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変更が生じることに留意。

○事業所における総合事業に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。